

官報

号外
昭和六十三年十月十三日

○第百十三回国衆議院会議録 第十二号

昭和六十三年十月十三日(木曜日)

議事日程 第七号

昭和六十三年十月十三日

午後一時開議

第一 著作権法の一部を改正する法律案(第百十二回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

上原康助君の故議員小渡三郎君に対する追悼演説

説

日程第一 著作権法の一部を改正する法律案(第百十二回国会、内閣提出)

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び肉用子牛生産安定等特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

○議長(原健三郎君) 御報告いたすことがあります。

議員小渡三郎君は、去る七月二十八日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。同君に対する弔詞は、議長において去る八月三日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、議員正五位勲三等小渡三郎君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

故議員小渡三郎君に対する追悼演説

○議長(原健三郎君) この際、弔意を表するため、上原康助君から発言を求められております。これを許します。上原康助君。

〔上原康助君登壇〕

○上原康助君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員小渡三郎先生は、御家族の手厚い看護のかいもなく、去る七月二十八日、御入院中の東京女子医大病院において逝去されました。まことに哀悼痛惜の念にたえません。

先生は、昨年秋ごろから体調を崩され、入退院を繰り返しておられましたが、今年に入り療養に専念するのやむなきに至り、ついに不帰の客となつてしまいました。

もうすぐ元気になる、遅くともこの臨時国会からはまたばりばり活動を展開していくとの小渡先生の言葉をかたく信じておりました私は、このたびの突然の訃報に接し、ただただ驚愕し、万感胸に迫る思いがいたします。いかに天命とは申せ、人の世の無常を嘆かずにはいられません。

私は、ここに、議員各位の御同意を得て、議員一同を代表して、謹んで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。(拍手)

小渡先生は、大正十四年、弁護士として活躍された小渡良忠氏の長男として今の韓国のソウルでお生まれになりましたが、昭和十三年沖繩に戻られ、沖繩県立第二中学校の二年に編入されました。

当時の先生は、軍事教練の時間には何度となく配属将校に捧られたというほど大変なわんぱく少年であったようであります。また、スポーツは万能で、柔剣道から水泳、相撲に至るまで、学校で行われるあらゆるスポーツをこなし、勉学の面においても大変すぐれ、特に理科系を得意とされ、昭和十九年、難関中の難関と言われた海軍兵学校に合格されたのであります。

戦時中のこととて限られた書物を何とか手に入られ、片端から読破して、そのころの学生の理想とした文武両道に励まれ、大いなる夢抱く青春の一時を過ごされました。

後に豆タンクと愛称される政治家小渡三郎のバタリテイーと行動力は、このころから培われた

ものだったと言えましょう。

しかし、戦雲は急を告げ、沖繩は昭和十九年末から非常事態下に置かれ、二十年四月以降は国内唯一の陸戦場と化し、言語に絶する未曾有の戦禍をこうむり、日本は同年八月ついに敗戦を迎え、

日本の苦難な戦後史がスタートしたのであります。幼少のころから父君より徹底的なスパルタ教育をたたき込まれていた小渡三郎先生は、日本の敗戦などみじんも信ぜず、軍神の道を邁歩しよるとしていたやさきの敗戦であつただけに、その衝撃ははかり知れないものがあつたのであります。

一木一草に至るまで焦土と化し、戦争で痛めつけられた郷土の敗戦直後を目の当たりに見せつけられた熱血漢小渡三郎青年は、郷土の再建復興に向けて、早くも政治の道に志すことをかたく決意するのであります。そして、昭和三十三年、弱冠三十二歳で沖繩県中部の旧美里村の議会議員に当選され、政界への第一歩を踏み出されたのであります。

昭和三十八年には、その卓越した政治手腕が認められ、請われて琉球政府入重山地方庁長に抜てきされ、その後、労働局長、通商産業局長、さらに行政副主席の要職を歴任されました。

この間、持ち前の行動力とその卓越した政治行政手腕を遺憾なく発揮され、経済復興、自治権の拡大、軍用地問題、祖国復帰対策等に大いに尽力され、今日の沖繩の基盤を築き上げられたその功績はまことに大なるものがあります。(拍手)

しかし、政治の世界、順風満帆とだけは限らず、小渡先生は、その後一時は官界を去って野に

昭和六十三年十月十三日 衆議院会議録第十二号 故議員小渡三郎君に対する追悼演説

烈な支持と期待を受け、琉球政府立法院議員補欠選挙で返り咲き、再び政界への復帰を果たされ、不死身の個性派政治家小渡三郎の存在を県民に強く印象づけたのであります。

沖繩は、昭和四十七年五月、二十七年間にわたる米軍統治から脱却し、国民待望の祖国復帰を果たすことができました。小渡先生は、復帰後も引き続き県議会議員として御活躍され、新生沖繩県の発展に大いに貢献されたのであります。

県議会議員時代の先生は、琉球政府の要職にあった間の人脈を駆使しての豊富な情報と巧みな弁舌をもって当時の屋良革新県政を厳しく追及し、爆弾男の異名をばせ、沖繩政界の一翼を担う実力者としての地位を確固たるものにしていくのであります。また、台風の後など見舞いを兼ねての被害状況調査に日夜奔走西走し、対策を講じられた先生の面倒見のよさ、献身的な御活躍には、選挙民からの厚い信頼と敬愛が寄せられたものであります。

小渡先生のこのような庶民性と行動力、面倒見のよさに県民の期待が広まり、沖繩の抱える諸問題の解決のため、小渡先生を国政の場に押し上げようとの強い動きとなったのもけだし当然といえましょう。

このような県民の強い要望と期待を担って、小渡先生は昭和五十四年十月の衆議院議員総選挙に出馬されたのであります。善戦むなしく次点にとどまるに至りました。しかし、国政への執念に燃えておられた先生は、翌年六月、第三十六回総選挙に勇躍立候補され、見事に雪辱を果たし、初当選の栄冠をかち得たのであります。

本院に議席を得られた先生は、内閣、地方行

政、文教、予算の委員を務め、とりわけ沖繩及び北方問題に関する特別委員会においては、理事の要職にあつて沖繩の抱える諸問題解決のため全身全霊をもって当たられ、積極果敢にその職責を全うされたのであります。

昭和五十七年度から始まった第二次沖繩振興開発計画の策定に当たっては、格別な情熱を傾けられ、産業経済全般にわたる推進策はもとより、第一次産業の振興なくしては沖繩の発展はないとの信念から、農業基盤整備、技術水準のレベルアップに努められました。

中でも、昭和五十七年に施行された糖備安定法の改正は、沖繩の基幹産業である糖業の振興にとつて有益な立法措置だとして、その制定に当たっては、自由民主党の農林部会においても、沖繩の特殊事情を強く主張し、一歩も譲らなかつたと聞いております。

また、先生は基地の町で育たれたがゆえに、沖繩の基地問題には人一倍関心を持たれ、持ち前の行動力で米軍基地返還の促進や跡地利用計画に積極的に関与される反面、目に余る米軍演習や基地被害等に対しては、舌鋒鋭い小渡節で政府関係当局に野党ばりの質問を展開することもしばしばでありました。

特に、私の脳裏に歴然と浮かぶのは、小渡先生が本院に議席を得られた直後の昭和五十五年十月、沖繩北部のキャンプ・ハンセン基地で米軍の実演演習による森林火災が起こり四日間におわたつて燃え続けた際に、先生は現場の状況をいち早く調査され、米軍に対する嚴重抗議と基地周辺の防災対策、住民の安全確保の実現を顔色紅潮させながら政府に強く迫っておられた雄姿がしのばれて

なりません。

先生は、事沖繩問題に関しては、みずから与党内野党と称して、問題の是非を頑固に貫かれたのであります。

一方、自由民主党内においては、国民運動推進部長、政調沖繩振興委員会副委員長、広報委員会宣伝局長、全国組織委員会農林水産局長など要職を歴任されました。

かくして、在職五年余りという短いものではありましたが、政治家としての重責を果たしてこられた先生の御功績はまことに大なるものがあつたと申さねばなりません。(拍手)

小渡先生、あなたと私の出会いは、古くはあなたが琉球政府の労働局長時代で、私は駆け出しの全軍労働局長のときでした。私が局長室を訪ねたとき、例の調子で、米軍とは仲よくせよよのことでしたが、私は別の道を選んでまいりました。

本院にともに席を置くようになってからも、あなたは名うての国防強化論者で、事安保、自衛隊問題等では、激しい論戦を交わしたこともしばしばありました。選挙地盤がともに沖繩中部と競合したこともあつて何かと話題にされる関係にありましたが、党派は異なっても、郷土を思い国の行方を案ずる気持ちの上では多くの共通する面がありました。あなたは、私にとって尊敬できる立派な先輩であり、かけがえのないよきライバルでもありました。

先生の口癖は、「思いやりのない政治からは何も生まれません」でありました。先生は、このような政治信念のもとに、「すべての行動に全力を尽くす」をキャッチフレーズにして政治に尽くしておられる一筋さき、政治家小渡三郎先生の面目躍

如たるものがございました。(拍手)

先生は、若山牧水の歌「幾山河越え去り行かば淋しさの果てなん国ぞ今日も旅行く」を好んで口ずさみ、「政治には終わりというものが無い。それゆえに政治家に終局のゴールはない。一つ山を越え、谷を下り、やっと山の頂にたどり着いたと思つと、またさらに険しい山々がはるか遠くに待ち受けている。それは、終わりもゴールも、一時中断もない。政治家とは業の深いものだと思つづく思わざるを得ない」と語っておられます。ここに、先生の政治哲学とその人柄の奥深さを知ることができるのであります。

小渡先生の人生は、まさに幾山河を越えながらもなお果てしなく国の平和と国民の生活の向上、安定のため政治への限りない情熱を燃やし続けた旅路であつたと申せましょう。

小渡さん、あなたの方言を交えてのあの個性豊かな独特の口調や言い回しは、聴衆の耳ばかりでなく心をもつかんで離さない小渡節として定評があり、他の追随を許しませんでした。あなたのその個性がにじみ出た大衆性に、選挙民は強い感銘と共感を持って接してきたのであります。もはやそのお顔、お姿に接することができなくなつたかと思つと、まことに痛恨のきわみであります。

先生は、御年六十二歳、政治家としていまだ壮年期にあり、力量、識見ともにいよいよ円熟味を増し、今後の御活躍が大いに期待されていたとき、先生の突然の御逝去は、御自身にとつてまことに無念きわまりないものがあつたと申せましよう。

小渡さん、あなたの訃報に接し、病院に行くのは間に合わず、羽田空港に駆けつけたとき、先生

が生前心からかわいがっておられたお孫さんが「おじいちゃんはおじいちゃんは」と繰り返して繰り返して母親に聞いていた小さないじらしい声を、涙なくして聞くことはできませんでした。

また、先生の長年にわたる政治生活を内にあって支えてこられた奥様を初め御家族の胸中を察するときに、申し上げる言葉を知らないのではありません。ただただ深くこうべを垂れるのみでございます。

今や、内外の諸情勢は極めて重要な時期に直面いたしております。このときに当たり、いよいよその培ってこられた政治力を發揮し、大成の政治家たらんとした小渡三郎先生を失いましたことは、自由民主党はもとより、本院にとっても国家国民にとっても、まことに大きな損失であります。とりわけ沖繩にとつての損失は大きなものがあり、去る七月三十一日に沖繩市体育館で行われた告別式に、嘆き悲しみをこらえながら一万余の県民が参加したことも、小渡先生への期待がいかに大きかったかがわかるのであります。

三郎ヤッチー、悔しかったでしょう。天命だと思つてあきらめられるでしょうか。長いこと本当にお疲れさまでした。安らかにお眠りください。

ここに、先生の生前の御功績をたたえ、その人となりをしるのび、心から御冥福をお祈りして、私の追悼の言葉といたします。(拍手)

日程第一 著作権法の一部を改正する法律案
(第百十二回国会、内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第一、著作権法の一部

を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員長中村靖君。

著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中村靖君登壇〕

○中村靖君 たいま議題となりました著作権法の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、社会の進展に応じた著作権制度の改善を図らうとするものでありまして、その主な内容は、

第一に、著作隣接権の保護充実の見地から、実演、レコード等の著作隣接権の保護期間を、現行の二十年から三十年に延長することとし、これに伴い、外国レコードの原盤の提供を受けて作成した商業用レコードの複製、頒布する行為を処罰する期間及び旧著作権法で保護されていた演奏歌唱及び録音物の保護期間の残存期間の上限についてそれぞれ延長すること、

第二に、著作権、著作隣接権等を侵害する行為によって作成されたビデオソフト等のいわゆる海賊版が大量に出回り、著作者等の権利の侵害という問題が生じているところから、これら著作権、著作隣接権等を侵害する行為によって作成された物を頒布の目的をもって所持する行為について、新たにこれらの権利を侵害する行為とみなし、これを罰則の対象とすることなどでありませぬ。

本案は、さきの第百十二回国会に提出され、四月十三日に本委員会に付託となり、同月十五日中島文部大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十三日から質疑に入り、参考人から意見聴取を行うなど、慎重に審査を行った後、継続審査となったものであります。

今国会におきましては、昨十二日に審査に入り、提案理由の説明を省略し、質疑、討論の申し出もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付けられました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び肉用牛生産安定等特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(原健三郎君) この際、内閣提出、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び肉用牛生産安定等特別措置法案について、趣旨の説明を求めます。農林水産大臣佐藤隆君。

〔農務大臣佐藤隆君登壇〕
畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(佐藤隆君) 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案外一案についての佐藤

する法律の一部を改正する法律案及び肉用牛生産安定等特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

牛肉につきましては、我が国農業生産及び国民食生活における重要性にかんがみ、畜産振興事業団が行う価格安定操作の対象とするともに、輸入割り当て制度のもとで、事業団に輸入牛肉の買入れ及び売り渡しを一元的に行わせ、その価格と需給の安定を図ってきたところであります。

しかしながら、この輸入割り当て制度につきましては、先般の日米及び日豪間の協議において、我が国は、昭和六十六年度から、これを撤廃するとともに、事業団は輸入牛肉を取り扱わないこととしたところであります。この決定は、輸入数量制限をめぐり厳しい国際世論、我が国の置かれて

いる国際的立場等を考慮し、所要の国境措置を確保しつつ行ったものであります。牛肉輸入の自由化は、今後、国産牛肉の需給及び価格に重大な影響を及ぼすことが見込まれるところであります。

このような牛肉の輸入をめぐる事情の変化に対処して、国産牛肉を引き続き事業団の価格安定操作の対象としてその価格の安定を図りつつ、事業団の業務及びその実施方法等について所要の見直しを行うこととし、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案を提出することとした次第であります。

また、このような状況の中で、我が国内用牛生産の存立を確保するためには、肉用牛生産の合理化を初め関連する諸施策を積極的に推進し、輸入牛肉に対抗し得る価格水準で国産牛肉を供給し得るようその生産体制を整備する必要があります。

昭和六十三年十月十三日 衆議院会議録第十二号

が、牛肉の内外価格差の現状、我が国の国土条件の制約等から見て、直ちにその実現を図ることは極めて困難と判断せざるを得ず、我が国肉用牛生産の基盤である肉用子牛生産の存続に大きな困難が生ずることが危惧されるところであります。

このような事態に対処して、我が国肉用子牛生産の安定その他畜産の健全な発達を図り、農業経営の安定に資するため、当分の間、事業団に、肉用子牛についての生産者補給交付金等の交付の業務を行わせるとともに、生産者補給交付金等の交付その他食肉に係る畜産の振興に資する施策の実施に要する経費の財源に関する特別の措置を講ずることとし、肉用子牛生産安定等特別措置法案を提出することとした次第であります。

次に、これらの法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

まず、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案についてであります。

第一に、事業団は、輸入牛肉については、買入れ、売り渡し等の業務を行わないこととするともに、これに伴う所要の規定の整理を行うこととしております。

第二に、畜産経営の改善等に資するため、事業団は、主要な畜産物に関する情報の収集、提供等の業務を行うこととしております。

次に、肉用子牛生産安定等特別措置法案についてであります。

第一に、事業団は、都道府県知事の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会が肉用子牛の生産者に交付する生産者補給金に充てるため、当該都道府県協会に対し、生産者補給交付金を交付することとしております。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案外一案についての佐藤農林水産大臣の趣旨説明 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する田中恒利君の質疑

第二に、生産者補給交付金の金額は、肉用子牛の再生産を確保することを旨として定める保証基準価格から肉用子牛の平均売買価格を控除した金額を基礎として算定することとしております。

この場合、平均売買価格が肉用子牛生産の合理化により実現を図ることが必要な肉用子牛の生産費を基準として定める合理化目標価格を下回るときは、都道府県協会の生産者積立金から生産者補給金の一部を交付することとしております。また、事業団及び都道府県は、都道府県協会の生産者積立金に充てるため、生産者積立助成金を交付することとしております。

第三に、牛肉及び特定の牛肉調製品に係る関税収入を、生産者補給交付金等に充てるための事業団への交付金の交付並びに繁殖、育成及び肥育を通ずる肉用牛生産の合理化、食肉等の流通の合理化等に資する施策の実施に要する経費に充てるための特定の財源とすることとしております。

最後に、事業団による生産者補給交付金等の交付は昭和六十五年度から、牛肉等に係る関税収入についての特別の措置は昭和六十六年度から実施することとしております。なお、昭和六十五年度から昭和六十六年度までの間の事業団の輸入牛肉差益の一部を充てることとしております。

以上が畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び肉用子牛生産安定等特別措置法案の趣旨でございます。(拍手)

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び肉用子牛生産安定等特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。田中恒利君。

〔田中恒利君登壇〕

○田中恒利君 私、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま提案されました肉用子牛生産安定等特別措置法案及び畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案について質問をいたします。

この二つの法律案は、さきの日米牛肉・オレンジ交渉の結果を受けたものであります。先般の日米交渉は極めて難航し、佐藤農林水産大臣は二度にわたり訪米されるなど大変御苦労をされたのであります。残念ながらその経過と結果については極めて厳しいものであります。日本の畜産果樹の存立はこれを守る、これが交渉に臨む日本政府の基本方針であったはずであります。しかし、交渉の経過は、一方的に我が国が譲歩に次ぐ譲歩を重ねたとしか思えないのであります。

すなわち、牛肉の国境調整措置一つを見ても、自由化は困難であるとの方針が自由化を認める方向に変わり、その前提であった輸入課徴金が変動関税に変わり、その変動関税もアメリカ側の強い反対を受けて断念し、アメリカが現に実施している輸入制限に比べても見劣りのする緊急調整措置にまで後退したのであります。この結果、自由化までに三年間の移行期間を置いたとはいえず、この期間に輸入割り当て量を約二倍にふやし、日本人

の胃袋から見れば、実質自由化に等しいものになっております。

かんきつについては、生産農家が血の出る思いでの生産調整のさなかに自由化が決定され、しかも牛肉で認められた関税の引き上げや緊急調整措置から確保されていません。自由化に伴う政府のかんきつ対策では、温州ミカンを中心に大幅な産園が予定されております。一体、貴重な資源であるミカン園を、後をどうするかの方策もいままに荒廃させることが農政と言えますか。これでは、どう見ても、日本の畜産農家や果樹農家の存立が確保されたとはい底思えないのであります。(拍手)

竹下総理は、この日米農産物交渉についてのどのような評価をお持ちか、また、自由化後の国内諸対策について政府の責任をどのように受けとめていられるか、所信のほどをまずお伺いいたします。

この上に、米国の国内には、追い打ちをかけるかのように米の輸入自由化を求める動きがあらわれています。政府は、米の市場開放問題はウルグアイ・ラウンドで協議するとの見解を繰り返してまいります。また、先日の本会議で、宇野外務大臣は米の市場アクセスの協議を拒否しないと明言されました。

そこで、これまた総理にお伺いいたします。仮にウルグアイ・ラウンドで日本の米市場を開放すべしとの意見が多い場合には、政府はこれに従うというのですか、それとも毅然たる態度でこれを拒否するのですか、実はそこが問題なのであります。この点についての総理の明確な答弁を求めます。(拍手)

今、全国の農村では、さきの農産物十二品目や

牛肉・オレソジの経緯からして、初めに拒否があり終わりに自由化ありきとの認識がしみ込み、多くの農業者の農政批判はみなぎっています。政府は、この現実を肝に銘ずべきであります。本院は、このような事態の中で米自由化に反対する決議を二度にわたって決定いたしました。総理は、国権の最高機関である本院におけるこの決議に誠実にこたえる責任があります。

我が党は、RMAの提訴に対するUSTRの対応いかんにかかわらず、また、ガットやウルグアイ・ラウンドにおける議論にかかわらず、我が国は米の完全自給を貫くとの竹下総理の言明を重ねて強く求めるものであります。

農業貿易のあり方は、今日、国際政治の中で大きな課題であります。ウルグアイ・ラウンドはその方向を示す重要な場であり、米国やケアンズ・グループ、EC、日本等がそれぞれ自国の特殊事情を踏まえて活発な動きを示しています。米国のガット・ウェーバー条項の存在や輸出補助金、ECの可変課徴金等による輸入規制など、必ずしも公正とは言えない各国の貿易制度を踏まえて、我が国は米国に偏り過ぎた農業の貿易構造を改め、食糧輸入国として立場を同じくする諸国との関係を強めるべきであります。ウルグアイ・ラウンドに向けての我が国の対応について、宇野外務大臣の見解を求めます。

佐藤農林水産大臣は最近よく攻めの農政を述べられていますが、攻めの農政とは何か、その中身、その方向について具体的な内容を明らかにしていただきたいのであります。

次に、畜産二法について主として佐藤農林水産大臣にお尋ねをいたします。

第一は、牛肉の輸入自由化が我が国農業、なかんずく肉用牛、酪農に及ぼす影響をどう見ているのか。牛肉需給の見通し、特に国内自給率など、今後の方向を示してほしいのであります。

第二に、この法案は、牛肉輸入の自由化で大幅に価格が低落する肉用子牛について、その実勢価格と保証基準価格との差を不足払いとして交付することを主な内容としていますが、この保証基準価格の水準、算定方式についてお考えをお伺いしたい。

第三は、財源であります。不足払いの財源は、牛肉及び牛肉調製品にかかわる関税収入が特定された財源とされていますが、関税収入は、為替レートの変動、輸入牛肉の量と価格に左右され、極めて不安定であります。しかも、牛肉関税率は、七〇％から始まり、年々下がって五〇％になり、その後もさらに下がることと心配されますが、宮澤大蔵大臣は、この不足払いの特定財源の性格、その運営についてどのような御見解か、承りたい。

また、農林水産大臣は、この関税収入をもって今後長期にわたり肉用子牛等対策費を賄うことができるかと考えているのか、仮に賄い得ない事態が生じた場合はいかなる措置を講ずる考えか、お考えをお示しいただきたい。

第四は、不足払いの実施は昭和六十五年年度からとされていますが、牛肉は本年度から毎年六万トンの輸入割り当てがふやされますので、完全自由化を待たずして牛肉、子牛価格の低落が心配されます。したがって、この間の対策をどのように考えていられますか。本法の実施は、明年度から直ちに行うてはいかがですか。

第五に、この法律案は肉用子牛の対策であり、肥育牛に対する所得保障の欠如が指摘されます。我が国の肉牛生産は子牛部門と肥育部門に分離されていますので、肥育牛への対策がなければ、仮に子牛生産は存続しても、その子牛を肥育する者がいなくなる心配があります。不足払いを肉用子牛にとどめたのはいかなる考えに基づいたのか、お伺いいたします。

第六は、畜産農家、なかんずく規模拡大を目指した酪農、肥育農家の多くは多額の負債にあえいでいます。到底合理化や規模拡大だけでは片づかない負債問題についての対応を強く求めるものですが、いかがですか。

第七に、畜産振興事業団のあり方が問われています。私は、事業団が我が国の畜産振興に果たしてきた役割を評価しつつも、昨今輸入牛肉の売り渡し、買入れをめぐる不祥事件の発生、関係商社の入札をめぐる談合報道等は、国民に強い批判と疑惑を与えていることを極めて遺憾とするものであります。政府の指導監督の強化、事業団業務の見直し、適正運営を求めらるものであります。農林水産大臣の御見解を求めます。(拍手)

次に、かんきつの対策であります。オレソジ、果汁の自由化は、国内果樹農家にとって大きな打撃であり、とりわけ国内産ジュースと輸入ジュースの競合が最も心配されるところであります。政府の打ち出した国内対策は、温州ミカン等の大幅な産園奨励措置が中心であり、果樹農家の切望してきた加工原料果実の価格安定の法制化は見当たりません。

畜産部門で新しく肉用子牛の不足払い制度を立法化したのに対し、果汁について従来の行政措置

の補充にとどめたのはなぜか。畜産、果樹の自由化に対応する政策としては、著しくバランスを欠く措置と言わねばなりません。ジュースは国内産生果実の価格安定の調整弁であり、消費拡大の最大の方策であります。我が国の果樹農業が生き残りかけたあすへの営農意欲を、法律制度によって担保する必要があると思いますが、いかがですか。

第二に、オレソジ、果汁の輸入自由化に伴う国境調整措置としては、果樹農業振興法第五条にかかわる政省令等の整備が強く求められています。同法第五条は、外国果物の輸入が国内生産者に重大な影響を与える場合の歯止め措置として制定されたものであります。施行以来既に四年になりますが、その発動の基準等についてはまだ明確に示されておりません。行政の怠慢としか言いようがありません。オレソジ等自由化のこの機会に明らかに示すべきであります。

また、いわゆる十二品目問題に対する今後の対策を示していただきたいのであります。以上、私は農畜産物の自由化、畜産二法案をめぐり若干の質問を申し上げましたが、最後に、農政に対する竹下総理の御所見をお伺いいたします。

ガット十二品目問題、今回の牛肉・かんきつ問題を通じ政府は多くの農産物の市場開放を決定し、我が国の農業は未曾有の危機に直面しております。と言っても過言ではありません。しかも、最後のとりでである米にまで市場開放の波が押し寄せております。

申すまでもなく、食糧は国民生活の基礎であり、農業は国土保全、自然環境保護のために欠く

昭和六十三年十月十三日 衆議院会議録第十二号

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する田中恒利君の質疑

こののできぬ産業であります。歴代の総理が、本院における施政方針などを通して、農村を民族の苗代と呼び、だれよりも農民を愛するとも語りかけ、所得格差の是正、食糧自給率向上を掲げてきました。皮肉なことに結果は逆であります。農業の近代化、国際化を訴えられましたが、顧みて、言葉ありて実りなしの思いを深くいたすものであります。

竹下総理は、「ふるさと創生」を掲げて政権の座についてやがて一年になります。農業なきふるさととは考えられませんが、国際化の潮流が根こそぎ日本の農業を押しつぶす不安の中で、何を歯どめとして農業の再建に立ち向かわれるのか、竹下総理の御所見を改めてお尋ねいたし、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣竹下登岩登壇〕
○内閣総理大臣(竹下登岩) 田中議員にお答えいたします。

最初の質問は、牛肉・かんきつ交渉の決着についての見解やいかに、こういうこととございませぬ。

今回の交渉におきましては、佐藤農林水産大臣を初めといたします関係者の方々が米側と粘り強い交渉を行って、自由化までの期間、また国境措置などににつきまして米側からも相当の譲歩を得て、言ってみれば、日米間の協力と共同作業で決着したものであると考えております。

我が国といたしましては、輸入数量制限をめぐる厳しい世論、我が国の置かれております国際的立場等を考慮して、国境措置と国内対策を講ずることによって牛肉・かんきつ生産の存立を守り得るとの判断に立つて決断をいたしましたものであります。

次に、国内対策でお尋ねがありました。

先般の日米・日豪合意が関係農家にとり極めて厳しい試験であるということは十分認識をいたしております。今後、厳しい条件のもとで、我が国農業の存立を守ってその体質強化を図っていくと基本的な考え方のとおり、早急に国内措置を講ずるべく最大限の努力を傾注してまいりたい、このように考えます。

具体的には、牛肉につきましては、国内肉用牛生産の安定合理化を推進いたしますため、法律案をただいま国会に提出し、御審議を願いますとともに、当面懸念されます価格変動等に対処するための緊急措置につきましても所要の措置を講ずることとしたところでございます。

かんきつにつきましては、品質及び生産性の向上を通じまして体質強化に努めますとともに、当面の需給、価格の安定等を図るため、所要の措置を講ずることとしたところであります。

次は、ウルグアイ・ラウンドについてのお尋ねがございました。

米の問題は、まさに国民の主食であって、かつ我が国農業の基幹作物であります。稲作は、今もおっしゃいましたように、地域経済や国土・自然環境の保全上、重要な役割を果たしているものと認識をいたしております。このような米の重要性にかんがみましますとき、国会において決議がございします、その趣旨を体し、生産性の向上を図りながら、国内産で自給するとの基本的な方針で対処してまいり所存であります。

米の貿易問題については、ウルグアイ・ラウンドにおいて各国の農業問題、制度について議論を

行う段階において討議をすることが適切である、このように考えております。今般の米国精米業者協会の提訴は、従来の経緯にかんがみまして、米政府が速やかに却下することを期待し、また、働きかけをいたしておるところであります。

最後に、農政への取り組みについてお尋ねがありました。

国際化の進展のもとでの農産物の輸入自由化、激しい需給事情や生産性の向上等を反映する観点からの米価引き下げなど激しい情勢の中で、我が国農業は足腰の強い産業として飛躍を期すべき転機を迎えていると考えております。このため、国民の納得し得る価格での食糧の安定供給を基本として、生産性向上を図りますとともに、農業所得の安定的な確保、魅力ある農業の確立に向けまして、より積極的な農政への転換を図ってまいり所存でございます。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕
○国務大臣(宮澤喜一君) 自由化の影響を特に受けると思われる肉用子牛の生産について新しい措置を講ずる必要が生じたので、牛肉等に係る関税収入を特定財源といたしましてこれに対処いたそうと考えております。

それによりまして、肉用子牛の不足払い、肉用牛生産、食肉の流通の合理化等々に必要な経費に充てることといたします。

今後牛肉の輸入量は年を追って増大していくと見込まれますので、この制度の運営に必要な財源といたしましてはこれをもって十分と見込まれます。肉用子牛等対策の実施に支障を生じない見通

してございます。(拍手)

〔国務大臣宇野宗佑君登壇〕
○国務大臣(宇野宗佑君) 米に関しましては、総理が明確な答弁をなさいましたから、重複を避けたいと思います。

なお、そのほかのウルグアイ・ラウンドの問題に関しましては、我が国が我が国の立場を強く主張するのは当然のこととございますが、御指摘がございましたウエーバーとかあるいはECの輸出補助金等々の問題に関しましては、やはり公平性を貫くために新しいルールづくりがなされるよう、我が国といたしましては努力、対応いたしたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣佐藤隆君登壇〕
○国務大臣(佐藤隆君) 田中議員の御質問にお答え申し上げます。

私に対する質問は十一点ございます。簡潔明瞭にお答え申し上げます。

まず、今後の農政の方向についてであります。従来から申し上げておりますように、農政審議会報告を基本とするは議員御承知のとおりであり、その後の事態の推移を踏まえて、「国際化への対応と農業・農山村の活性化のための政策の基本方向」を取りまとしておるところであります。今後は、この方向に従って努力し、守りだけではない、より積極的な農政を展開してまいり所存でございます。

十七日から行われるパリにおける国際食品見本市におきましても、北口政務次官を派遣することにさきに決定をいたしましたところでございます。

次に、牛肉輸入自由化の影響等についてでございますが、今般の日米・日豪合意に基づく牛肉の

輸入枠の撤廃により、国産牛肉の価格の低落は避け得ないものと見込んでおります。また、酪農経営についても少なからぬ影響が及ぶと見込んでおります。このため、所要の国境措置の確保とあわせて国内措置の実施については最大限の努力を傾注してまいりる所存であり、肉用子牛の生産安定制度の創設、生産性の向上、流通の合理化など、所要の対策を積極的に展開したいと考えております。

今後の牛肉の需給見通しについては、去る二月に公表した酪肉基本方針において、昭和七十年代には昭和六十年代に比較して需要量は約一・五倍程度、国内生産量は約一・二倍強と見込み、自給率を六〇％弱と見通しております。しかしながら、今後の牛肉輸入枠の撤廃に伴い、需要量はこの線をかき上回り、自給率の低下も避けがたいと見通しております。

次に、保証基準価格につきましては、肉用子牛の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して、その再生産を確保することを旨として定めることとしたしておりますが、具体的な算定方式については、畜産振興審議会の意見も承った上で検討したいと考えております。

なお、保証基準価格の水準については、現行肉用子牛価格安定事業における保証基準価格水準が一つの目安になるのではないかと考えております。

次に、不足払い等の財源問題でございますが、大蔵大臣が触れられました。重複を避けたいと思っております。肉用子牛等対策の実施に支障を生ずることはないかと私には考えておるところでございます。

次に、不足払いの早期実施でございますが、本法律案に基づく生産者補給交付金制度が発足するまでの間においても、当面懸念される価格変動等に対処するため、生産、価格、流通等にわたる緊急対策を講じ、肉用牛生産の安定合理化を図ってまいりる所存でございます。

なお、本制度発足のためには、都道府県協会が存在しない都道府県における協会の設立、加入率が極めて低い乳用種子牛の加入促進等が必要であり、相当の準備期間を要することから、明年度からの施行は困難と考え、昭和六十五年からの実施を予定してまいりる所存でございます。

次に、肥育経営に対する所得保障でございますが、輸入枠の撤廃後において我が国肉用牛生産の存立を確保するためには、輸入牛肉と対抗し得る価格水準で国内牛肉を供給する必要があります。この課題を直ちに実現することは困難であるため、肥育経営の再生産が確保できるように肉用子牛価格を所要の水準にまで引き下げ、そのもとでも肉用子牛生産の存続を図り得るようこの法律案を提出したものであり、肥育経営にも十分留意してまいりる所存でございます。

また、牛肉の価格安定制度は引き続き維持することとしており、その安定価格帯水準は肥育経営の再生産が確保できる水準として設定することとしてまいりる所存でございます。

畜産農家の負債対策でございますが、従来から各種制度資金の貸付条件の緩和、自作農維持資金の融通、個別農家に対する指導等の措置を講じてまいりる所存でございます。また、本年度においては、大家畜経営体質強化資金を創設しましたが、牛肉輸入枠撤廃に対処する緊急対策として、本資金をさらに拡充

することを予定しているところであります。畜産振興事業団につきましては、各種畜産物の価格安定、加工原料乳不足払い、畜産振興のための助成等の広範な業務を行ってまいりる所存でございます。輸入牛肉売買業務をめぐって種々御批判のあることはまことに遺憾であります。

今後、昭和六十六年度からの牛肉輸入枠撤廃までの間における輸入牛肉売買業務の適正な実施はもちろんで、今回の法律案によって予定される新たな業務である肉用子牛の生産者補給交付金等の交付、畜産物情報の収集、提供を含めて、畜産振興事業団の任務が円滑、適正に遂行されていくよう、綱紀の肅正はもとより、業務執行体制の整備等について、指導監督の強化に努めてまいりる所存であります。

加工原料用果実の不足払いでございますが、従来から行っている通常の価格差補てんに加え、特別の価格差補てんを一定期間実施することとして予算措置を行う所存であり、立法措置を講じなくとも実現可能であると考えております。

また、果樹農業については、生果を中心として生産者の採算が成り立つことが基本であり、生果の需給調整上の役割を果たしている加工原料用仕向け果実を独立した農産物として不足払い制度の対象とするには困難と考えております。

次に、果振法第五条についてでございますが、この条項制定の経緯についてはよく承知をいたしております。この規定の発動は、外国産の果実等の輸入によって引き起こされる一定の事態について、政府に対しこれを克服するための措置を講ずべき旨を義務づけておりますが、どのような措置

を講ずべきかについては政府にゆだねられているものと考えております。本法の発動については、国際条約上の義務との関連もあり、どのような場合にどのような措置を講ずるかをあらかじめ定めおくことには困難があると考えております。

最後に、いわゆる十二品目問題でございますが、いずれも地域農業を支える重要部門でありますので、各品目の需給、生産、流通、消費の実態を踏まえ、体質強化を図っていくとの基本的考え方にのっとり、農業団体の要望、現場の声等に耳を傾けながら検討を進め、去る十月十一日に対策の骨子を決定したところであります。

具体的には、生産性及び品質の向上のための産地の生産条件の整備、果汁原料用果実及び加工原料用パイナップルの価格安定対策の拡充、加工食品用等に仕向ける芋類の生産の奨励、加工用トマトの契約栽培の維持、加工工場の合理化、需要の拡大を中心とした所要の措置を講じていくこととしてまいりる所存でございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(原健三郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時散会

昭和六十三年十月十三日 衆議院会議録第十二号 朗読を省略した議長の報告

出席國務大臣

内閣総理大臣 竹下 登君
大蔵大臣 宮澤 喜一君
外務大臣 宇野 宗佑君
文部大臣 中島源太郎君
農林水産大臣 佐藤 隆君

朗読を省略した議長の報告

(理事補欠選任)

一、昨十二日、文教委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 中野 寛成君(理事林保夫君昨十二日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

河本 敏夫君 補欠 玉沢徳一郎君

玉沢徳一郎君 補欠 河本 敏夫君

文教委員

辞任

逢沢 一郎君 補欠 河本 敏夫君

河本 敏夫君 補欠 逢沢 一郎君

議院運営委員

辞任

三原 朝彦君 補欠 鳩山由紀夫君

田口 健二君 補欠 関山 信之君

鳩山由紀夫君 補欠 三原 朝彦君

関山 信之君 補欠 田口 健二君

一、昨十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

工藤 巖君 補欠 村上誠一郎君

杉浦 正健君 補欠 宮里 松正君

林 保夫君 補欠 中野 寛成君

宮里 松正君 補欠 杉浦 正健君

村上誠一郎君 補欠 工藤 巖君

中野 寛成君 補欠 林 保夫君

環境委員

辞任

園田 博之君 補欠 工藤 巖君

大矢 卓史君 補欠 林 保夫君

工藤 巖君 補欠 園田 博之君

林 保夫君 補欠 大矢 卓史君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する調査特別委員

辞任 安倍 基雄君 補欠 和田 一仁君

一、昨十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

交通安全対策特別委員

辞任 早川 勝君 補欠 竹内 猛君

竹内 猛君 補欠 早川 勝君

(調査要求承認)

一、文教委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十二日これを承認した。

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
一、文教行政の基本施策に関する事項
二、学校教育に関する事項
三、社会教育に関する事項
四、体育に関する事項
五、学術研究及び宗教に関する事項
六、国際文化交流に関する事項
七、文化財保護に関する事項
二、調査の目的
文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。
昭和六十三年十月十二日
衆議院議長 原 健三郎殿
文教委員長 中村 靖

(答弁書受領)

一、去る十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員新村勝雄君提出生糸価格高騰に関する質問に対する答弁書
衆議院議員坂上富男君提出刑事施設法案に関する質問に対する答弁書

生糸価格高騰に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。
昭和六十三年九月二十二日
提出者 新村 勝雄
衆議院議長 原 健三郎殿

生糸価格高騰に関する質問主意書

生糸、繭価格について次の間に答えられたい。
一 生糸、繭価格が短期間に暴騰しているが、原因は何か。
二 一部買方大手が、仮名、偽名を使用して取引所の建玉制限を無視した買玉をたてていることだが、実態調査はされているか。
三 基準糸価格が九千八百円、上限価格が一万六百元(一キログラム当たり)とのことであるが、現在、現物価格が一万五千円と大幅に高くなっている。

その間、二十九回にわたつて事業団糸が放出されているが、この落札者に実需者以外が、実需者の名を借りて入札、落札しているとのことであるが、実態はどうか。
四 またその間、四月に四回一万三千三百俵、五月に二回八千五百俵、六月に三回一万二千五百俵と大量放出を行つて糸価の鎮静化を図つてきた事業団が、七月に二回四千五百俵、八月に一回三千俵、九月(これまで)に一回二千俵と、六月までと放出回数、俵数とも大幅に減少しているが、これは某有力政治家からの圧力等の噂があるかどうか。
また、放出回数、俵数が減少した理由はなぜか。
五 一元輸入行政下にあつて原材料(繭、生糸)の輸入規制に対し、絹製品等は自由化になつてい

ることが海外からの製品輸入につながり、国内の素材産業(機織地の織屋等)を苦境においやつているようだが、その現状と対策はどうか。

六 また、一元輸入下における中国との輸入数量、価格等、契約進行状況はどうなっているのか。

七 一部買方大手は、数次にわたる事業団系の放出によつて、近い将来在庫が皆無になり、それが相場の高騰につながるのと、一部大手商社と結託し、定期市場でも品受けしているとのことであるが、その実態と今後の事業団の対応はどうか。

八 繭についても、史上最高値を更新し、生糸価格に比較して、かなりの高値であるが、原因は何か。

九 国内における繭生産が減少傾向にあるが、それが繭価上昇の原因とするならば、今後養蚕農家に対してどのような指導をしていくのか。

十 一部では、年間生産量が三万トンを超えるといわれているが、このままでは国内絹業界の将来がたいへん厳しい状況となり、繭糸課の存在すら問題視されているが、この辺の考え方はどうか。

十一 繭価格が大幅に上昇している現状から、また、今後の絹業者の将来の安定という見地からも、緊急輸入措置が必要と思うが、どのように考えるか。

十二 聞くところによると、一部買方大手は輸入したくても、中国、韓国等も繭不足で輸入できないとして、相場をおおっているが現状はどうか。もし輸入する場合、それは可能であるか。

十三 本年四月から生糸の急騰の際、過去に、取引所及び業界に迷惑をかけた委託者からの受注はしないよう指導したとのことであるが、これは事実か。

十四 事実とすれば、未だにこれらの顧客が生糸、乾繭市場に参入し、多額の利益を得ているとのことであるが、その後の実態調査はなされているか。

十五 また、これら顧客から未だに受注している取引員があるとすれば、これにどう対処していくのか。

右質問する。

内閣衆質一三第一六号

昭和六十三年十月十一日

内閣総理大臣 竹下 登

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員新村勝雄君提出生糸価格高騰に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

【別紙】

衆議院議員新村勝雄君提出生糸価格高騰に関する質問に対する答弁書

一について

最近における生糸及び繭の価格の上昇の背景には、国内における繭の減産、製糸の生産縮小、中国糸の輸出価格の上昇等の要因があるものと考えられる。

二について

商品市場の市場管理については、商品取引所において、市場の状況及び会員の建玉の状況に応じ、調査等必要な措置を講じているものと承

知しており、商品取引所から、御指摘のような事実があるとは聞いていない。

三について

蚕糸砂糖類価格安定事業団(以下「事業団」という。)の生糸の売渡しの入札については、繭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)等に基づき適正に行われているものと考えている。

四について

事業団の生糸の売渡しの回数及び俵数については、生糸の価格及び需給の動向等を勘案して行われているところである。

五について

我が国の絹業界が、原材料である繭及び生糸の価格水準並びに絹製品需要の大宗を占める和装需要の低迷等の要因により、困難な状況におかれていることは承知している。このような状況の下で、政府としては、中国及び韓国との二国間協定の締結等により、絹織物の秩序ある輸入を図るとともに、絹製品の需要振興対策等各種の助成事業を実施してきているところであり、今後とも、これらの施策の実施により適切な対応を図つてまいりたい。

六について

中国からの事業団による生糸の一元輸入は、毎年度、日中政府間において数量を協議して行っているものであるが、昭和五十九年度及び六十年年度協議分の一万七千五百俵については、昭和六十二年度中に履行を完了し、昭和六十一年和六十二年度中に履行を完了し、昭和六十三年度協議分の八千六百俵については、昭和六十三年四月に契約し、現在履行中である。

また、昭和六十二年度協議分の八千六百八十

五俵については、近く契約がなされる予定である。

価格については、契約の都度、中国側との交渉により定められている。

七について

商品取引所から、御指摘のような事実があるとは聞いていない。

八について

繭価格の上昇は、昭和六十三年の繭生産の動向、今後の繭の需給の見通し等を反映したものと考えられる。

九について

今後とも、優良繭の生産及び生産性の向上を指導してまいりたい。

十について

国内の繭生産については、各種生産対策の実施により、安定的な繭の供給がなされるよう努めてまいりたい。

十一について

繭の輸入については、昭和六十三年産の繭生産及び生糸の需給状況等を勘案する必要があると考える。

十二について

中国等における繭の輸出力については、不明な点が多く、その把握は困難であるが、情報の収集等につき、今後とも、努めてまいりたい。

十三から十五までについて

商品取引所は、商品市場における価格形成及び取引の公正の確保を図る観点から、商品取引員が適正な受託を行うよう指導監督しているところであり、今後とも関係商品取引所に対し適切な市場管理につき指導してまいりたい。

昭和六十三年十月十三日 衆議院會議録第十二号 朗読を省略した議長長の報告

刑事施設法案に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和六十三年十月三日

提出者 坂上 富男

衆議院議長 原 健三郎殿

刑事施設法案に関する質問主意書

今年七月に開かれた国連人権専門委員会、我が国の代用監獄制度について、各国の委員から多くの質問が出され、未決者を警察留置場に拘禁する問題について様々な人権侵害の可能性についての懸念などが表明され、この法領域における状況が早急に改善されることについての希望が表明された。

一 この人権専門委員会における審査について政府はどのようにとらえているか。

現在審査中の刑事施設法案(以下「法案」という)には、以下のとおり市民的及び政治的権利に關する国際規約(以下「国際人権B規約」という)に違反するのではないかとという重大な疑問があるので次のとおり質問する。

二 法案第九十八条、同第一百十四条においては、被勾留者、受刑者の発するすべての信書、及び国又は地方公共団体の機関及び弁護人等以外から受信したすべての信書につき、刑事施設の長又はその指名する職員により内容の検査を受けることになつてゐる。

1 被勾留者、受刑者の発する信書について、も国際人権B規約第十七条一項が適用されると思ふがどうか。(ちなみに、ヨーロッパ人権裁判所は *Silver et vs U.K.* 事件において受刑者の通信についてもヨーロッパ人権

条約第八條一項が適用され、検閲が許されたのは、同第八條二項の要件が充足される場合に限り得ると判断している。)

2 適用されるとした場合、法案第九十八条、同第一百十四条のように、個別具体的に判断せず一般的に検閲が許されるとするのは国際人権B規約第十七条に違反するのではないか。(ちなみに、国連人権専門委員会の一般の注解(General Comments No.6)によると、許容される条件が具体的に法律に規定され、法的に規定された者により実施され、かつ個別具体的にケース毎に許容されるかどうか判断されなければならないとされている。また上記ヨーロッパ人権裁判所判決は、少なくとも国会議員や弁護士との間の信書を一般的に検閲することが許容されるとするものはヨーロッパ人権条約第八條に違反するとする。)

三 同じく、法案第一百十四条が、弁護人らに対する被勾留者の信書がすべて検閲されるとしていることは、国際人権B規約第十四条三項(b)の保障する「自ら選任する弁護人と連絡する」権利保障規定に違反しているのではないか。(ちなみに、国連人権専門委員会の一般の注解No.6において、第十四条三項(b)は、被告人が弁護人に対し、完全に秘密を保障された条件下において連絡する権利の保障を要求していると解している。)

四 弁護人ら以外の弁護人と被勾留者、受刑者との面会に關する法案第九十二条第一項第二号、同第一百十條第四項は秘密を守られた面会を許容せず、通信についても同じく法案第九十八条、第一百十四条で秘密が保障されていないが、これは

は国際人権B規約第十四条一項に保障された裁判を受ける権利を侵害するものではないか。(ヨーロッパ人権委員会の *Campbell vs U.K.* 事件のレポートによると、弁護士との間の秘密を守られた通信・面会の一般的否定は、裁判を受ける権利を保障したヨーロッパ人権条約第六條一項に違反するとしている。)

五 閉居罰は、その実体(隔離した罰室内で昼夜屏居され面会・通信が禁止される「法案第三百十七條」)からいつて、国際人権B規約第九條一項の新たな自由の剝奪に当たり、同第九條四項の保護を受けるのではないか。その場合、法案第三百四十三條以下の審査手続は、審査機関の独立性、手続上の権利保障の欠如、代理人選任権の保障の欠如等からいつてB規約第九條四項の保障を欠くのではないか。

六 懲罰のうち法案第三百五條第一号にいう「逃走、暴行……その他刑罰法令に触れる行為」に対して六十日以内の閉居罰や報奨金支給予定額の削減を行うのは、実質上国際人権B規約第十四条三項にいう「刑事上の罪の決定」に該当するのではないか。該当するとした場合、法案に規定されている懲罰手続はB規約第十四条三項の保護を欠いているのではないか。(ちなみに、ヨーロッパ人権委員会は *Campbell vs U.K.* において、職員に対する暴行を行ったことを原因とする五百七十日の刑期短縮特典供与喪失のペナルティーを「刑事上の罪」に該当するとして、ヨーロッパ人権条約第六條「B規約第十四條に該當の適用あり」とし、英国の制度は同條の保護を欠いていると判断している。)

内閣券質一三第一八号
昭和六十三年十月十一日

内閣総理大臣 竹下 登

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員坂上富男君提出刑事施設法案に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員坂上富男君提出刑事施設法案に關する質問に対する答弁書

一について

市民的及び政治的権利に關する国際規約(昭和五十四年条約第七号。以下「国際人権B規約」という)第四十條に基づき締約国が提出した報告書を検討する「人権委員会」において我が国が提出した報告書の検討が行われ、その際いわゆる代用監獄制度についても一部の委員から質問がなされたので、我が方からしかるべく説明を行った。

二について

国際人権B規約第十七條一は、何人も、通信に對して「恣意的に若しくは不法に干渉されない旨規定したものであり、刑事施設法案(以下「法案」という)第九十八條及び第一百十四條がこれに違反するとは解していない。

三について

国際人権B規約第十四條(b)の「自ら選任する弁護人と連絡する」権利は、御指摘のような被勾留者が弁護人等に対し発する信書の秘密を保障する趣旨ではないと解される。したがつて、法案第一百十四條が右規定に違反するとは解していない。

四について

国際人権B規約第十四条一の裁判を受ける権利の保障は、受刑者又は被拘留者と弁護人等以外の弁護士との間の面会及び信書につき秘密を保障する趣旨ではないと解される。

五について

刑事施設の被收容者は、既に身体的拘束を受けている者であることから、被收容者に閉居罰を科しても国際人権B規約第九条一に違反するとは解していない。

六について

閉居罰や報奨金支給予定額の削減の懲罰は、行政上の懲戒罰であつて、国際人権B規約第十四条三にいう刑事上の罪の決定ではない。

(答弁通知書受領)

去る十一日、内閣から、衆議院議員新村勝雄君提出土砂投棄に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十三年十一月十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

著作権法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和六十三年三月四日

内閣総理大臣 竹下 登

著作権法の一部を改正する法律

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第百一条中「二十年」を「三十年」に改める。

第百十三条第一項第二号中「頒布する」を「頒布し、又は頒布の目的をもって所持する」に改める。

第百二十一条第二号中「二十年」を「三十年」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

附則 附則第十五条第二項中「二十年の」を「三十年の」に、「二十年間」を「三十年間」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の著作権法第百二十一条第二号の規定は、この法律の施行後に行われる次に掲げる行為については、適用しない。

一 国内において商業用レコードの製作を業とする者がレコード製作者からそのレコード(第八条各号のいすれかに該当するものを除く。)の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード(次号において「特定外国原盤商業用レコード」という。)で、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日(次号において「改正前の禁止期間経過日」という。)がこの法律の施行前であるものを商業用レコードとして複製し、又はその複製物を頒布する行為

二 改正前の禁止期間経過日以前に特定外国原盤商業用レコードを複製した商業用レコードで、改正前の禁止期間経過日がこの法律の施行前であるものを頒布する行為

理由

著作権隣接権の存続期間を二十年から三十年に延長するとともに、著作人格権、著作権、出版権又は著作権隣接権を侵害する行為によつて作成された物を情を知つて頒布の目的をもって所持する行為について、これらの権利を侵害する行為とみなすこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百十二回国会閣法第四六号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、社会の進展に応じた著作権制度の改善を図るため、著作権隣接権の存続期間を延長するとともに、著作権等を侵害する行為によつて作成されたいわゆる海賊版を頒布の目的をもって所持する行為を罰則の対象とするなどの措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 著作権隣接権の存続期間を二十年から三十年に延長すること。

これに伴い、国内の商業用レコードの製作者が外国レコードの原盤の提供を受けて作成した商業用レコードを、他の者が商業用レコードとして複製、頒布する行為を処罰することとする期間及び旧著作権法による保護を受けていた演奏歌唱及び録音物の保護期間の残存期間の上限について、それぞれ二十年から三十年に延長するものとする。

2 著作権、著作権隣接権等を侵害する行為によつて作成された物を情を知つて頒布の目的を

もつて所持する行為について、新たにこれらの権利を侵害する行為とみなし、これを罰則の対象とすること。

3 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとし、所要の経過措置を講ずること。

二 議案の可決理由

著作権隣接権の存続期間を二十年から三十年に延長するとともに、著作権等を侵害する行為によつて作成された物を頒布の目的をもって所持する行為について、これらの権利を侵害する行為とみなすこととする等、適切な措置であると認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和六十三年十月十二日

文教委員長 中村 靖

衆議院議長 原 健三郎殿

(別紙)

著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、文化の発展に寄与する著作権保護の重要性にかんがみ、著作権思想の一層の普及に努めるとともに、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一 著作権隣接権保護の徹底を図るため、「実演家レコード製作者及び放送事業者の保護に関する条約」への加入について適切に対応すること。

二 私的録音・録画問題については、国際的動向にかんがみ、録音・録画の機器・機材に対する

賦課金制度の導入など抜本的解決のための制度的対応について検討を進めること。

三 ビデオディスクの発達等により録音・録画された実演の利用が多様化している等の実態を勘案して、実演家の権利の適切な保護等について検討すること。

四 複写複製問題については、文献複写に関する著作権の集中的処理体制の確立に努めるとともに、出版者を保護するため出版物の版面の利用に関する出版者の権利の創設について検討を進めること。

五 コンピュータ創作物に係る著作権問題については、今後における技術の発達普及に十分対応できるように配慮しつつ、検討を進めること。

六 聴覚障害等の障害者が、公表された著作物を適切公正に利用することができる方を検討すること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒105 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
官報課
電話 三(六)三三三
一定価一部
一〇円